

大阪府の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和8年3月26日

大 阪 府

物品単価契約書及び印刷請負単価契約書の改正について

物品単価契約書及び印刷請負単価契約書について、下記のとおり改正しますので、お知らせします。

記

1 主な変更内容

物品単価契約書及び印刷請負単価契約書第2条（契約の保証）に規定している契約保証金について、「この契約に基づく随時の売買契約締結と同時に、契約金額に当該売買契約の発注数量を乗じて得た額の100分の5以上の額」を納付額としていたが、「この契約の締結と同時に、契約金額に発注予定数量を乗じて得た額（複数の物品（又は印刷物）の場合は、単価内訳書のそれぞれの単価に発注予定数量を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税を加算した額）（以下「発注予定額」という。）の100分の5以上」を納付額とする。

2 適用時期

令和8年6月1日以降に契約締結する案件から適用する。

3 変更理由

単価契約に係る契約保証金については、発注予定数量に単価を乗じた金額を契約金額と見なし、当該金額を基準として額の算定を行うため、契約書の記載を変更する。

4 改正する契約書

物品単価契約書

印刷請負単価契約書

【問合せ先】

総務部契約局総務委託物品課

物品調達 G

内線 5374